

新宿区教育委員会会議録

平成26年第9回定例会

平成26年9月5日

新宿区教育委員会

平成26年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年9月5日(金)

開会 午後 1時59分

閉会 午後 2時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

中 央 図 書 館 長	藤 牧 功太郎	教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄
教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人	教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多
学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一	統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之
統 括 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
文 化 観 光 課 長	橋 本 隆		

書記

教 育 調 整 課 査 査	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 係	高 橋 和 孝
---------------	---------	-------------	---------

議事日程

議案

日程第 1 第 4 5 号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

日程第 2 第 4 6 号議案 平成 2 7 年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報告

1 新宿区通学路交通安全プログラムについて（教育調整課）

2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成 2 5 年度管理運営業務に係る事業評価報告書について（教育支援課）

3 （仮称）下落合図書館地域懇談会の結果報告について（中央図書館）

4 （仮称）「漱石山房」記念館建築設計の進捗状況について（文化観光課）

5 その他

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第9回定例会を開会します。

本日の会議には松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いします。

なお、本日は、報告4についての説明を受けるため、新宿区教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

本日の会議の進め方ですが、初めに報告4について説明を受け、質疑を行い、その後、議事に入り、続いて残りの報告を受けます。

◆ 報告4 (仮称)「漱石山房」記念館建築設計の進捗状況について

○白井委員長 では、報告4について説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、(仮称)「漱石山房」記念館建築設計業務の進捗状況について、御説明をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

私ども地域文化部文化観光課では、平成29年2月の漱石生誕150周年を目指しまして、(仮称)「漱石山房」記念館の整備事業を進めているところでございます。この事業につきましては、本委員会でも何度か御説明をさせていただいているかと思っております。

1の施設の整備概要でございますが、(1)から(6)については、何度か御説明させていただいておりますので、記載のとおりということで説明は省略させていただきます。

(7)、施設整備に当たりましての基本的な考え方でございますが、平成25年3月に(仮称)「漱石山房」記念館整備基本計画というものを定めまして、こちらの計画書の25ページ及び26ページにその詳細が記載してございます。本日、この整備基本計画書の一部を抜粋いたしまして、資料の2ページ目に添付してございますので、次のページをお開けいただけますでしょうか。

2番目、施設整備の基本的な考え方ということで、(1)から(6)まで基本的な考え方を示させていただいております。簡単に整備に当たりましての基本的な考え方を御説明させていただきます。

まず(1)でございますが、記念館会内部での「漱石山房」の再現手法という項目でござ

います。一番下に簡単なイラスト、イメージ図が記載されておりますが、夏目漱石が晩年の9年間を過ごし、ここから数々の名作を世に送り出したものでございますが、その当時の山房を、鉄筋鉄骨で作り直した記念館の中に山房の一部を再現するものでございます。山房につきましては、当時の木造建築の展示物としてこの記念館の中に再現いたします。

主な再現の範囲でございますが、資料あるいは写真、それから、関係者のお話等で判明している、こちらにも記載されておりますが、ベランダ式回廊、書斎、客間、あるいは、玄関の一部、そういったものを中心にこの記念館の中に整備させていただく予定でございます。

恐れ入ります、次のページを御覧いただけますでしょうか。(2)、オープンな印象とまちなみに調和したデザインというところでございます。「漱石山房」には、当時、文学者のみならず社会学者とか哲学者、様々な文化人等が集まりました。そして、ここは、特に誰でもなくては入れないということはなく、非常にオープンな開かれた施設ということで、誰でも漱石に話ができるという空間になっておりました。

私どももできれば当時と同じような空間を再現したいと考えておまして、この記念館は中からも外が見える、外からも中が見える、そういったような記念館として演出を行いたいなと思っております。当時の山房をできる限り彷彿させるような演出を行うデザインとしていきたいと考えております。

(3)、温かみのある内部空間。館内は木材等を効果的に使用したりすることによりまして、温かみのある空間を再現したいと考えております。中には休憩コーナー等も設けまして、サービスも充実させていただき、人々が利用し、集う施設として心地よい空間になるようなデザイン、仕上げの素材を選定するように配慮してまいりたいと考えております。

(4)、貴重な文学資料を安全に保管できる施設。今までオープンとか、山房の再現、そのようなことについて御説明をさせていただきましたが、記念館、文学館としての基礎的な機能ということになりますと、漱石に関する貴重な文学資料を安全に保管するという、いわゆる博物館としての基礎的機能ということになるかと思えます。あるいは、展示施設なども、貴重な資料が傷まないような展示資料、具体的に申し上げますと、例えば温湿度管理とか、紫外線の影響等、可能な限り排除するような安全性も十分考慮した施設整備を行ってまいります。

(5)、ユニバーサルデザインの実現。これは公の施設として当然のことになるかと思えますが、子どもから高齢者、あるいは、障害を持つ御利用者の方々、どなたも利用しやすいような施設としてまいります。館内はできる限り段差等は排除いたしまして、エレベータ

一の設置等によりまして、バリアフリーはもとより展示の手法、展示の解説などにも幅広い観点から利用者が快適に利用できる施設づくりを進めてまいりたいと考えているところです。

(6)、集い、憩える機能の充実。こちらにつきましては、この記念館を目的として来る方だけではなくて、講演を目的として来る方、あるいは、近年いろいろなところで行われておりますまち歩きの拠点、それから、地域のコミュニティの拠点、このようなものにもこの施設を使っていただきたいと思っておりますので、中にはゆっくりとした時間を過ごしながら図書の閲覧ができるような喫茶コーナー、ブックカフェといったような、いわゆるにぎわいをかもし出すゾーンを有効的に配置していきたいと考えているところでございます。

以上、「漱石山房」記念館を整備するに当たりまして、平成25年3月に決めました区の基本的な考え方を御説明させていただきました。

続きまして、恐れ入ります、もう一度1ページ目に戻っていただきまして、現在までの設計事業者選定後の経緯、それから、現状について御報告をさせていただきます。

ことし5月12日に「漱石山房」記念館設計事業者選定委員会が開催されまして、ここで設計事業者の受託候補者を選定したところでございます。

その後、区が定める所定の手続によりまして、設計業務委託契約を締結後、(2)のところになりますが、この建築設計事業者と定例会を重ねてまいりました。9月3日に第10回目が開催されておりますので、現在まで第10回まで開催しております。

この間、私ども事務方のほかに、(3)、(4)に記載がございましたが、区長あるいは学識経験者等を交えて検討を重ねてきたところでございます。

続きまして、3番目にまいります。先ほど1の(7)で御説明いたしました基本的な考え方、または、区長、学識経験者等の意見も尊重した上で、現在までのところこのように進んでいるというものをお示ししたのが3ページ目の別紙2でございます。

建物イメージ図ということで、上半分に、手前が漱石山房通りということになりますが、南側から見たイメージを記載させていただいております。一番東側でございますのが、当時ございました漱石山房の再現されたイメージでございます。この右側をずっと下りていくと、外苑東通りというバス通り、牛込保健センターの前のところに出るような位置関係になります。

引き続きまして、その下でございます平面図ですが、ゾーニングがこのように決まりました。こういった諸室配置にするか、今の段階では非常に雑駁というか、おおまかなものをお示ししております。これは、先ほど申しましたように10回の検討会を重ねておりますが、そ

の検討会ごとに様々な課題を解決するためにいろいろな細かい図面等も検討しているところでございますが、日々変化をするような状況ですので、固まったところということで、このような形で本日御紹介、御説明をさせていただきます。

まず、建物が建つ位置でございますが、既に御案内のとおりかと思いますが、現在区営アパートが建築されている部分に建てるものでございます。漱石公園については、たたずまいは大きくは変わらないというふうに御理解いただきたいと思います。

1階につきましては、南側にエントランスを設けまして、入りますと、ここが交流サービス部門ということで、ここは先ほど申し上げましたブックカフェとか図書の閲覧コーナーといったものを設けて、来館者の方が交流を重ねたり、くつろげる空間にさせていただきます。ここから入っていただいた来館者の方は、まず右側の再現展示室で、当時ございました漱石山房を御覧いただくような形になります。

引き続きまして、エレベーターもしくは階段で2階に上がっていただきまして、一般展示室を御覧いただくような形になります。再現展示のところ、2階の絵の右側の網かけになっておりますところが吹き抜けのような形で、屋根が2階のほうまで延びてくる。上のイラストの図を見ていただくとよくわかるかと思いますが、このような立体構成になっております。

1階の展示室につきましては、常設展示と企画展示ということで、いつでも変わらない展示、例えば漱石の生涯をパネル等で御紹介するもの、あるいは、漱石と新宿とのかかわり、そういったものについては常設展示のほうで対応して、企画展示のほうは、その時々に応じたテーマ、例えば木曜会に集った人々のものを展示する、それから、これは地下にございます講座の企画などにもかかわってくるかと思いますが、例えば漱石が好んで聴いたクラシック音楽といったものにまつわる企画展示、あるいは、落語にまつわる企画展示、あるいは、漱石は美術・絵画あるいは書画にも非常に造詣が深い作家でございましたので、そのような絵画展なども、こちらの企画展示のほうでは考えているところでございます。

最後、地下室になりますが、実際には、地下といっても、例えば北側の公園側からみると1階部分という形で、この土地の形状が北にも下がっているような土地の形状になりますので、北側からみると地下の部分が地上1階のような形になろうかと思っております。そういう立地条件でございますが、この地下には講座室、図書閲覧室、書架等を設けさせていただきます。この講座室では漱石にまつわる講演会とか、先ほど申し上げました落語会、そういったようなものも様々な企画・催しをやっていきたいと考えております。

左側には収蔵庫がございますが、こちらについては、地下という比較的環境が安定した中、

先ほど申しあげました紫外線、あるいは、温湿度も大きく変化しないようなところに、貴重資料は保管させていただきます。

その上が職員が執務をする事務室ということで、非常におおまかなものですが、このようなものをただいま検討しているところでございます。

今後、10月ぐらいを目途に基本設計を終えまして、その後、来年の7月ぐらいまでかかりまして実施設計ということになるかと思います。それと同時に、現在の区営アパートの移転・解体に入りまして、来年の10月ぐらいには建築工事を着工していきたいと、そんなスケジュールを組んでおります。

また、基本設計が終了するような段階、そういった節目の段階では中間的な御報告として、このようになりましたということ、本委員会でも委員の皆様方に随時情報提供させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 御説明ありがとうございました。とても楽しみですけれども、何度も何度も行くような施設だといいなと思うのですが、そのためには何かコンテンツというのがないと、1回見て、こういう建物に漱石がいたんだなということがわかってしまえば、あと行かないというのだと、なかなか残念かと思うんですけれども、何かお宝ではないけれども、リピートするようなコンテンツというのは考えているのでしょうか。

○白井委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま委員から御指摘ございましたように、私どもも、ここにお見えになった方が楽しかったということで何度も何度も、いわゆるリピーターの獲得というのが非常に大きな課題になるかと考えているところでございます。

その中で、例えば「漱石山房」の再現というのがございます。これが一つの目玉になってくるかと思いますが、こういうような建物系は、一度見て、確かにいいものだ、あるいは、すごいなというふうに関心を持っていただける方がいらっしゃるかと思いますが、これだけでは、一度見たら満足してしまうのかなという感じもいたしております。

私どもが重視したいのは、こちらのほうにもございます企画展示のところで、様々な展示を行ってまいりたいと考えております。その時々に応じた、例えば、先ほど少し申しあげま

したが、ある時期にはここに多くの文学者が集ったわけですので、その文学者の特集をするとか、最後のほうになります、芥川龍之介なども「漱石山房」を訪れているわけですので、芥川龍之介の資料を展示して来館者の方にお見せしたりとか、あるいは、下の講座室で行います落語会などのときには、落語にまつわる資料を企画展示室で並べたりとか、そういうことをやっていきたいと思えます。

それに当たりますは、新宿区の持っている漱石に関する、あるいは、木曜会もそうですが、資料というのは正直なところあまりたくさんあるわけではございません。その中で重要になってくるのは、それらを所蔵している全国の様々な博物館、美術館、例えば神奈川の近代文学館とか、目黒にございます日本近代文学館、それから、当時の漱石の資料が戦災で焼かれずに済むように移しました東北大学の漱石文庫、あるいは、熊本、松山、そういったところに漱石の資料が非常にたくさんございますので、そういう館と連携をとることも大切だなと考えております。

そのほか、交流サービス部門、ミュージアムショップ等においても、魅力ある品々を置く、あるいは、特徴のある飲み物を出すというようなことも、様々な観点からリピーターの獲得に努めてまいりたいと考えております。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問は。菊池委員。

○菊池委員 夏目漱石のこういうすばらしいものが新宿区にできるというのは非常にうれしいことだと思います。観光スポットにもなるでしょうけれども、やはりこれからの子どもたちが興味を持ってリピーターになっていくためには、漱石の本を読まないでと親近感というかが湧いてこないのか、恥ずかしながら私は『坊ちゃん』しか読んだことがないので、漱石がどういう本を書いているかあまりよくわからないので、対象は新宿区の中学生ぐらいでしょうか、子どもたちをこの山房に連れて行っていただいたり、子どもたちに夏目漱石の本を読ませるような、そういうこともやっていただければ、今後つながっていくのではないかなと、自分の反省も込めて思えます。

○白井委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま委員御指摘ございましたこととありますが、先日の委員会で御報告させていただきましたとおり、漱石コンクールをただいま実施しているところでございます。作文のコンクールと絵画コンクールということで、新宿区の区立の小中学生に作品の提出を呼びかけております。こちらにつきましては、教育委員の皆様、あるいは、教育委員会事務局にも多大なる御協議をいただきまして、ただいま実施しているところでございますが、

このように私どもからもいろいろな手法で小学生、中学生が漱石に関心を持っていただく、あるいは、関心を持っていただいて作品を読んでいただく、そういうような仕掛けというか、様々なイベントを今後引き続き継続して展開してまいりたいと思います。

また、記念館完成後には、ぜひ授業等でも御利用いただけるように、また私どもからも教育委員、教育委員会事務局には呼びかけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白井委員長 羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 楽しみにしているわけですが、小倉の松本清張記念館へ僕は年に何回か行くのですが、常設展と別に企画展が年4回ぐらいあって、清張の書いた本のその時代的な背景をえぐるような感じのものとか、なかなか気がきいているんです。清張は戦後だから記憶に比較的残っているけれども、漱石の場合はちょっと時代感覚がずれるので、著作の本ごとのバックグラウンドを説明するような展示とか、あるいは、その本の内容に、ストレートに内容でなくてもいいけれども、その本を読めばこうなるというようなものを、年に何回かの展示のリポートができるとか。

東北大から借りてきてとか、岩波から借りてきて、「こういう本でした」というのでは単純すぎるので、その加工のし具合を。学芸員の方にそういう知識があるのか、あるいは、企画委員方式になるのか、準備期間が結構かかるので、しかも実感のない時代になりつつあるので、ぜひ工夫してリピーターのたくさん来るようなものをお願いしたいと思います。

○白井委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま私の説明の中で漏れてしまいましたが、建築事業者とただいま建物の設計についてはずっとやりとりをさせていただいておりますが、これと並行して、実は、今委員からも御指摘がございました、中でやる展示構成の部分につきましても、展示構成に造詣の深い事業者と展示設計というのを今やっているところでございます。その展示設計の中で、今、委員から御指摘がございました作品のバックグラウンドとか、内容紹介というようなものを含めて、そのような展示ができるような設計を今後進めていくことを検討してまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○白井委員長 ほかにございますか。

では、私のほうからも。漱石ファンとしてはすごく楽しみにしております。私も司馬遼太郎記念館を見に行ったときに、いろいろな展示と別に映像の部分で、ちょっとそこに座って

映像でいろいろなことを学ぶというか、司馬遼太郎の世界に浸るというか、そういう感じもとてもよかったと思うのですが、そういうものもさっきおっしゃっていた企画のところを考えているのでしょうか。

文化観光課長。

○文化観光課長 建物の設計図の中で申し上げますと、2階の展示室の一部を、映像室とまでは全体の面積が狭いものでなかなか難しいかもしれませんが、映像コーナーということで、そこで御紹介をさせていただきたいと思います。その中身、コンテンツにつきましては、展示設計事業者とこれから詰めるところですので、ただいま委員長から御指摘ございました点、そういうような観点も取り混ぜながらソフト作成を今後準備していきたいと思います。

○白井委員長 期待しております。

教育長のほうから何かありますか。

○酒井教育長 本を飾ったり書を飾ったりでは、それを見るだけで、実物は手にとれない。そういう話になってくると、羽原委員が言ったようなその時代がわかる、どういう暮らしをしていた時代で、当時どういうことがはやっていたという背景みたいなものが結構大事かと。または、その当時、漱石が好きだった食べ物とか、当時はやった食べ物とか、そういうようなものも考えられる。

歴博で展示をいろいろしていて、あそこも博物館の名うての展示の企画会社が入っているのだけれども、展示なんですよね、見ているだけなので。そうではなくて、時代背景なり、味わったり、時代の放送を聴いたり。江戸東京博物館も最近、当時の時代のラジオ放送が聞けたりというのがあるので。漱石を取り巻く全体の時代の内容がわかるようなものができたら、リピーターも来るだろうし、子どもたちも勉強しに来るだろうし。今読むと漱石の文体は難しいですからね。だから、楽しめる企画も大事かなと思いますので、検討していただければと思います。

○白井委員長 羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 映像の部屋は何人ぐらい入れるのですか。

○白井委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま申し上げましたが、個室というのは全体の面積から考えてなかなか難しいかと思います。今のところ考えているのは、パーテーション等の簡易な区画で、そこで流すような形になるかと思っています。場合によってはパーテーションで区画を移動させるようなことも考えられますが、当初考えているのは数人単位で見ていただくと。画面も非常

に大きいスクリーンは今のところちょっと想定できませんで、テレビの大きいもの、4Kテレビとか、そういうようなものになるのかなとは考えているところでございます。

○羽原委員長職務代理者 映像をつくるのはすごくコストが高いんですね。だから、どのぐらいか入れれば漱石の映画化されたものを何度か分けて上映するとか。人集めが大変だと思うんですね。東京ではなくて、林芙美子のほうもゆかりのある品物を並べるだけだと来ないんです。それから、津和野の森鷗外記念館も、軍服だとか眼鏡とか、並べるものは変えるのですが、そういうものを置いてもリピーターは来ないんですね。

だから、接近というか、身近な感じをどう与えるかというところがすごく難しいだろうなと思うのですが、楽しみにしておりますから、期待にこたえてください。

○白井委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま委員御指摘の映画というふうになりますと、地下1階の講座室にスクリーンを設けて、そこで御覧になっていただくような、いわゆる映画会みたいなのはやりたいと考えております。漱石の作品でも多くのものが映画化されております。『ころ』をはじめとして『坊ちゃん』なども映画化されておりますので、そういうものにつきましてはここでやっていきたいなと思います。

また、定期的には、当時の木曜会といったものまで、週に一回イベントを催すということは現実的になかなか難しいかなと思っておりますが、漱石没後に開かれました九日会というのがございますので、毎月9日には何かイベント的なものを継続的に打っていくというようなことも企画の中では工夫してまいりたいと考えております。

○白井委員長 よろしいでしょうか。大変楽しみに期待しています。

報告4はこれで終了させていただきます。

◎ 第45号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

◎ 第46号議案 平成27年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第45号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」、「日程第2 第46号議案 平成27年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を、議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

教育調整課長、お願いします。

○教育調整課長 それでは、第45号議案から御説明させていただきます。

第45号議案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、御説明いたします。

第9回教育委員会定例会議案概要を御覧ください。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正によりまして、その題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められたことに伴いまして、同法を引用している新宿区教育委員会規則について、引用法律名を改め、規定を整備するものでございます。

今回の法改正は、支援の対象となる中国残留邦人等の配偶者を「特定配偶者」といたしまして、自立のための支援を行うことが明確化されたことに伴い、法律の名称が改められたものでございます。

改正する規則については、新宿区奨学資金貸付条例施行規則及び新宿区幼稚園条例施行規則でございます。

施行期日は、平成26年10月1日です。

第45号議案を御覧ください。

2枚おめくりください。新宿区奨学資金貸付条例施行規則 新旧対照表ですが、こちらは様式の改正になります。第1号様式は、奨学資金の貸付申請書になります。甲が進学を希望するときの申請書、乙が在学中に申請するときの申請書でございます。

1枚おめくりいただきまして、様式甲の改正案ですが、一番下に引用しています法律名を改正するもので、下線部でございますが、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正前の現行の申請書になっております。

そしてまた1枚おめくりいただきまして、乙の様式の改正案でございますが、一番下に引用しています法律名を、下線部になりますが、甲様式と同様に改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正前の現行の申請書になっております。

それからもう1枚おめくりいただきまして、新宿区幼稚園条例施行規則の新旧対照表にな

ります。こちらも、第14条第1項第3号において引用しています法律名を、下線部になりますけれども、先ほどと同様に改正するものでございます。

提案理由については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、続きまして、第46号議案 平成27年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について、御説明いたします。

それでは、議案を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、平成27年度新宿区立幼稚園の学級編制方針でございます。

1の学級定員でございますが、各幼稚園の学級定員は、3歳児が17名、4歳児が30名、5歳児が30名で、昨年と同様でございます。

2の学級編制についてですが、(1)3歳児の募集についてです。まず、募集園数は11園の11学級で、募集園は記載のとおり、昨年と同様でございます。

③でございますが、応募が定員を超えた場合は抽選を行い、落選した者は番号順に補欠登録ができるものです。ただし、他の幼稚園、認定子ども園、保育園への入園が決定した場合は登録を抹消いたします。

また、④、補欠登録した者については、当該年度中に退園等により空きが発生した際には、補欠登録順に入園することができるものと定めてございまして、例年どおりとなっております。

(2)、4歳児の募集についてです。募集園数は15園15学級で、昨年と同様でございます。

②ですが、4歳児の応募者が12名未満の園では、4歳児の学級編制は行わない。ただし、3歳児保育実施園を除くというものでございまして、いわゆる4歳児の学級編制基準関係につきましては、この後、学校運営課長より説明をさせていただきたいと思っております。

続けさせていただいて、③と④ですが、4歳児の募集定員で、3歳児保育実施園の場合は、3歳からの進級児がございますので、その分を第一優先枠といたしまして、そこから差し引いた数になるとともに、3歳児で前年度落選して補欠登録されている方で、他の就学前の施設に入園することなく、翌年度4歳児として同じ園に入園を希望した場合には、第二優先枠として、そちらもカウントいたしまして、それを除いた人数を募集人数としております。

裏面の⑤は、3歳児に限定するものではございませんが、5歳児学級に進級児となった兄または妹がいる場合には、同じ幼稚園に入園申請をしたときに、一般入園希望者に優先して入園することができるというものでございます。ただし、これは第一、第二優先枠を除いた

ものであるとともに、兄弟優先枠の方が多く募集人員を超えた場合は、その方々で優劣をつけることはできませんので、その場合の優先は行わず、全員による抽選となります。

また、⑥、⑦については、応募者が定員を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽選を行い、抽選で落選した者は、抽選順位に従って補欠登録をいたします。ただし、他の園に入園が決定した場合は登録を抹消することができるものでございます。これについては、年度途中に退園等で空きが発生した場合に補欠登録順に入園することができるものです。

(3)、5歳児の募集についてです。募集園は14園14学級で、昨年に比べて1園1学級の減ですが、26年度に4歳児学級の編制を行っていない戸塚第一幼稚園による減でございます。

②の定員ですが、5歳児の募集人員は、第一優先枠の進級児及び第二優先枠の優先入園資格者を除いた人数になります。

③、④については、3歳児と4歳児と同様でございます。

(4)、その他でございますが、①で休園中は募集しないものとする。

②で、入園承認書発行日、これは確定日となりますが、平成27年1月15日、木曜日でございます。

③で、今後改正が必要とみられる状況が生じたときは、新たに検討を行うものとしております。

以上で私からの説明を終わらせていただきまして、所管する学校運営課長から説明をさせていただきます。

○白井委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 私のほうから若干の補足説明をさせていただきます。

平成27年度の区立幼稚園学級編制方針につきましては、ただいま教育課長からの説明どおり、おおむね例年どおりになっております。特に議案の2の(2)の②、4歳児募集におきますいわゆる学級編制基準、この12名につきましては、従来から当委員会でも議論があるところであります。

学級編制基準の基本的な考えにつきましては、平成4年の「新宿区立学校の適正規模についての答申」の中で、効果的集団保育における最低人数を20名ととらえ、その後、平成6年度からは6名、10年度からは8名、11年度からは10名と、徐々に学級編制を引き上げてまいりました。そして、平成16年度から最低集団規模と見込んでおります20名の6割、すなわち12名を学級編制基準とし、これまで踏襲してきております。

しかしながら、効果的集団保育における最低人数を20名としつつも、これからの区立幼稚

園のあり方を考えていく上で、妥当な学級編制基準は何かを、27年度の幼稚園のあり方方針決定に向けての課題の一つとして、ただいま鋭意検討しているところでございます。現時点では、まだ検討段階でございますので、来年度の学級編制基準につきましては、従前どおりの学級編制基準で提案させていただきましたが、今後も鋭意検討を重ねてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○白井委員長 説明が終わりました。

第45号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 新宿区で対象になりそうな数がわかれば教えてください。それから、これまでもこの適用例があったのか、あるいは、この金額がどの程度のもので、それは国が出すのか、区の財政負担になるのか。概括的な説明で結構ですがお願いします。

○白井委員長 教育調整課長。

○教育調整課長 まず、中国残留邦人等の対象者でございますが、現時点で30世帯50名の方と、福祉部門のほうから聞いているところでございます。増減はありますけれども、施行されたときからは下がっていますが、大体申し上げた程度で現状は推移しているところでございます。

金額について詳細はわかりませんが、確か生活保護世帯の基準で対応しております。生活保護と同じ財政負担、国が4分の3、区が4分の1という形で対応しているところでございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 よろしいですか、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第45号議案は原案のとおり決定しました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 これは当委員会で何度も論議したことであって、引き続き今の形でやりながら検討するというお話なので、大変期待しております。本来なら3年保育をするこ

とによって入りやすい状態を確保したいけれども、狭さとかスペースの問題とかいろいろありますから、なかなかうまくいかない。ただ、応募は少ない状態であっても、潜在しているニーズというのは条件を整えば増える可能性もあるのが社会全般の動向だと思いますので、ぜひいい検討をしていただいて、なるべく待機児童が減るような御努力をお願いしたい。一言だけ申し上げます。

○白井委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 今、羽原委員おっしゃられましたように、潜在的ニーズというものも我々考えつつ、先ほど申し上げましたように、27年度の幼稚園のあり方の方針に向けて検討しているところでございます。同時並行的に、次世代育成計画の中で、事業計画の中でニーズ等もとらえつつ、今おっしゃられたようなことも含めて、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

今野委員。

○今野委員 質問です。2枚目の(3)の5歳児募集の①の本文のあたり括弧があるのですが、この意味がちょっととりにくいです。「募集園は14園14学級募集する。しかし、戸塚第一については除く」と書いてあるのですが、これはどういうふうに読めばいいのですか。

○白井委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 (3)の5歳児募集の①のところでございますが、現在、戸塚第一幼稚園は5歳児のみの学級編制でございます。先ほど説明ありましたように、4歳児も募集いたしますけれども、実際のトレンドとして5歳児から別の園に入るとかいうケースは稀でございますので、従来どおり5歳児が抜けた園につきましては5歳児は募集しない、4歳児は募集する、そういった意味です。4歳児のところは15園15学級でございますけれども、5歳児については戸塚第一幼稚園を除く14園14学級ということになっております。

○白井委員長 教育長。

○酒井教育長 今野委員の御質問に追加で御説明しますと、戸塚第一が今4歳児がいませんので、学級編制ができていないのです。ですから、このままいくと5歳児の学級はゼロです。そこにもう一度集めたとしても、5歳児だけで12名という数は集まってこないことが想定できるので、5歳児の募集はしません。

○今野委員 募集はしないということですね。

○酒井教育長 だけど、4歳児は改めて募集をきちっとさせていただいて、12名集まるという

ことになれば、そこでクラス編制はさせていただきたいと、そういうことでございます。

○白井委員長 「除く」ということだと14学級の中から除くと普通は解釈してしまうけれども、14学級しか募集しませんということですか。

○今野委員 募集はしないわけですよ。募集する中から除かなくてもいいのではないかと。

○白井委員長 この中には戸塚第一幼稚園は入りませんとだけ言いたかったのですよね。

○学校運営課長 すみません、表現がちょっと不適切だったので訂正させていただきます。

○白井委員長 今野委員の意見はそういうことですよ。

○今野委員 そうです。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論を及び質疑を終了いたします。

では議案なので、表現を直した上で、「戸塚第一幼稚園を除く」は「戸塚第一幼稚園は募集しない」という注意書的な形にしますか。

○今野委員 募集しないのでしたら、募集園の中から除く必要はないので、何も要らないのではないのでしょうか。

○白井委員長 そうしますか。

学校運営課長のほうから提案をお願いします。

○学校運営課長 募集園数は14園14学級とするということで、括弧書きのほうは除かせていただくということで。

○酒井教育長 そうするとわからなくなりますか。

○羽原委員長職務代理者 戸塚第一の説明は必要でしょう。

○酒井教育長 戸塚第一の説明は必要だから、括弧で「26年度に4歳児の学級編制を行っていない、戸塚第一は募集しない」と。「除く」ではなくて。

○学校運営課長 はい、「平成26年度に4歳児の学級編制を行っていない戸塚第一幼稚園は募集しない」という表現に改めさせていただきます。

○白井委員長 わかりました。

ちょっといいですか、議案なので。第46号議案の(3)の①の括弧書きの「除く」を「募集しない」という形に訂正した上で、議決という形でもよろしいでしょうか。

○羽原委員長職務代理者 表現は任せるということでいかがですか。これから言葉を選ぶだろうから。

○学校運営課長 そのとおりにしてまいります。

○白井委員長 それでは、そのように訂正した上で、第46号議案を訂正案として決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕。

○白井委員長 では、第46号議案は、先ほどの部分を訂正した上で決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 新宿区通学路交通安全プログラムについて

◆ 報告2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成25年度管理運営業務に係る事業評価報告書について

◆ 報告3 (仮称)下落合図書館地域懇談会の結果報告について

○白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育調整課長。

○教育調整課長 私のほうから、報告1、新宿区通学路交通安全プログラムにつきまして、御説明申し上げます。

8月20日に、新宿区交通安全協議会で承認を得まして、同日付けで区長決定をいたしてございますので、御報告をするものでございます。

恐縮ですが、9ページの後に参考資料がございますので、そちらでこれまでの経緯を若干御説明させていただきたいと思っております。報告1の最後の参考資料でございます。

新宿区通学路交通安全プログラム作成経緯ということでございまして、表の左下に教育委員会とございます。平成24年度に通学路の緊急合同点検を行いました。度重なる通学路等での交通事故といった状況をかんがみまして実施を行いました。

その右上に枠がございますが、対策が必要な箇所が88カ所ありまして、24年度、25年度、例えばカーブミラーの設置といった形で対応いたしまして、区のホームページにもその対応部分をホームページアップしております。

それから、緊急合同点検の矢印が右側のほうになってございますが、25年12月に国交省等から、その緊急合同点検を生かして今後も継続的に取り組むようにといった依頼がございました。これを受けまして、まずは方針を決めて、既存の組織の中でもできるということから、

矢印がまた上のほうに載っておりますが、既存の新宿区の交通安全協議会でそのプログラムを8月に承認を得まして、交通安全総点検という、従来からやっております仕組みに組み込んで継続的に行うということになります。みどり土木部所管ですが、交通安全総点検ということで今後も行っていくものでございます。

それでは、プログラムの1ページに戻っていただきまして、1ページから御説明いたします。

1の背景・目的等については、今申し上げたような内容が書かれております。

2の取組方針でございますが、基本的な考えとしては、継続的な推進体制の構築、通学路の安全確保といったものでございます。

(2)の具体的な実施方法ということで、学校、教育委員会、PTA、道路管理者、警察、町会・自治会等と協力しまして、交通安全総点検を実施する。

実施方法としては、①の定期的な点検、これは区立小学校を5このグループに分けて、それぞれ5年に1回、定期的に点検するものでございますが、4ページを御覧ください。別添1で、5グループに分かれまして、各警察署別に2校ほど選んでございます。これは工事とか、周年行事といった学校の状況も勘案しながら、学校長の御意見を伺った中で決めさせていただいているところでございます。

元に戻りまして、2ページの上のほうになります。随時の点検ということで、各小学校から点検の申入れがあった場合に、マンションの建設とかその状況が随時変わる場合もございますので、そういった点でもしっかり取り組んでいくというものでございます。

(3)はPDCAサイクルということで、図がございまして、プラン・ドゥ・チェック・アクションということで、点検の実施、対策の検討、対策の実施、効果の把握、改善・充実といったものでございまして、下のほうに文言で①、②、③と載っております。特に②の対策の検討については、歩道の整備、防護柵の設置、道路標識の設置、道路標示の補修といったハード面もございまして、交通規制、交通安全教育といったソフト面にも対応するものでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございますが、対策例でございます。道路管理者、交通管理者、学校等で、御覧のような内容が事例として載っております。

それから、対策の効果の把握や改善・充実ということで、3ページ下に表組みがございまして、これはスケジュールになっております。4月に教育委員会から各小学校に通知をし、報告の集約を5月から6月に行って、6月から7月にかけて実施をし、8月から9月に検討。

それから、3月までに実施という形で進めていくものでございます。

なお、このプログラムが決定してから速やかに行っていくということで、26年度からも先ほどのグループがございしますが、こちらは下半期から実施をしていくものでございます。

資料の説明をいたしますと、5ページが通学区域のグループの色割りでございます。

6ページは例でございしますが、こういった形で対策箇所の一覧表をホームページ等にアップしております。これは既に行っているもので、88カ所の一部でございまして、別添3でございします。それから、別添7も同様に、対策の事例ということで対策箇所を載せております。

それから、8ページ、9ページは、参考に交通安全協議会の委員の構成を載せております。

私のほうからは以上でございします。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 それでは、報告2の新宿区女神湖高原学園指定管理者の平成25年度管理運営業務に係る事業評価報告書について、説明をさせていただきます。

この事業評価につきましては、指定管理者制度を導入しております施設の管理状況につきまして、毎年、指定管理者に自己評価を行わせるとともに、利用者アンケート等の結果を踏まえまして、評価を行い、その結果を公表しているものでございます。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思ひます。まず、事業評価の目的でございしますが、他の指定管理施設と同様に、評価結果を今後の管理運営業務に反映させまして、利用者へのよりよいサービスの提供に寄与できるように、施設の設置目的に沿った円滑な運営が行われているかなどを検証するものでございします。

次に評価の対象でございしますが、2ページをお開きいただきたいと思ひます。施設の概要といたしましては、こちらに記載のとおりでございしますけれども、簡単に御説明をさせていただきます。

女神湖高原学園は、立科町から借り受けました約9万5,000平米の土地に、北棟や南棟など5棟からなる延べ床面積約8,000平米の建物を、平成4年12月から2年7カ月の工期をかけまして建築したものでございします。

収容定員といたしましては、北棟で196人、南棟で40人、計236人となっております。

区では、校外教育活動施設といたしまして、小学校におきましては5～6年生の希望者になりますが、夏季施設、中学校におきましては、1・2年生全員の移動教室などで利用しているところでございします。

指定管理者といたしましては、平成20年4月から現在の株式会社フジランドが受託しております。今回は第3期指定期間の初年度に当たるものでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。事業評価の概要についてでございます。評価に当たりましては、外部委員2名を含む指定管理者評価委員会を設置させていただきまして、(2)の評価項目5項目につきまして、指定管理者が提出いたします「報告書」や「自己評価表」、さらには「学校利用者アンケート」の結果や、指定管理者に対するヒアリング等に基づき評価を行ったところでございます。

5ページの評価結果でございますけれども、個別評価がそれぞれ大項目といったところで、施設の管理、運営に関する事とか、利用者サービスに関する事について、委員から点数をつけさせていただいております。各項目の平均が一番右に出てきております。各評価委員は個別評価を総合的に判断した上で総合評価という部分で判断をさせていただいて、すべての委員が3ということで、全体評価としては良という形になっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。ここからは、今申し上げました個別評価の結果を掲載しております。

1、施設の運営に関する事で、評価が3.0となっておりますけれども、こちらの視点といたしましては、施設の運営をする上で必要と思われ「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「その他施設の運営」の観点から評価を行ったものでございます。

主だったところを申し上げます、「利用率・稼働率」につきましては、一般利用者の目標数6,000人に対して、25年度は611人上回ったということでございます。

それから、「職員教育」につきましては、事業計画書の計画に講習がございましたけれども、未実施のものが見受けられたということ。具体的には救命救急研修及びAED、ゼネラルマネージャートレーニングというもので、これについては計画的な実施を求めていくということで掲載させていただいております。

もう一つ、「緊急時の対応」については、10月に台風の接近によるバスツアー中止の決定とか、2月の大雪による一般利用者の宿泊予約の確認とか中学校のスキーの移動教室の期日に当たったこともございまして、延泊による非常食対応などが迅速に対応されたということで高く評価をしているところでございます。

続きまして、7ページの2番の利用者サービスに関する事については、評価が3.0となっております。

この中身の主な観点でございますけれども、そこに掲げております「利用手続き」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接客」、「利用者要望の把握・対応」、それから、「飲食サービス」につきまして、利用者が満足したかどうかといったところで評価をさせていただきます。

主だったところでは、「利用者サービスの向上」につきましては、近隣駅への送迎、あるいは、従来はクレジットカードが使えなかったのが使えるようになったとか、インターネットの整備などをして、好評を得ているところでございます。

それから、「利用者対応・接客」につきましても、利用者アンケートにおいて約94%が満足といった回答をしておりますので、利用者満足度に貢献しているというふうに評価しております。

それから、3番の施設・設備に関すること、こちらは若干低くなりますが、2.7という形でございます。

こちらの主だったところでは、一番下の「省エネルギー・省資源」につきまして、利用者が増えましたので、そちらの増は致し方ないところでございますけれども、電気の使用量につきましては、一部、LEDの照明などに変更したことで利用量自体がかなり減ったといった部分がみられて、評価をしているところでございます。

8ページにまいりまして、4番、管理運営経費に関することは3.2ということでございます。

今申し上げた評価結果にもございますけれども、省エネへの取組による部分、それから、下のほうになりますけれども、昨年度利用のあった団体客に収入・利益率確保のために年末のあいさつをかねまして営業活動を行って、リピーターを増やしていくといった部分を評価しております。

それから、5番の事業に関することは3.0でございますけれども、主にバスツアーのことを掲げております。

バスツアーにつきましては、毎年論点になるところでございますけれども、25年度に比べてツアーの催行回数は1本減らしておりますが、参加人数自体は22名増やしているという結果でございました。なお、バスツアーにつきましては、町会や大学からの相談を受けまして、その団体のニーズに即したオリジナルバスツアーも5、6件入っております。そういった努力を評価しているところでございます。

最後に総評でございますけれども、10ページ目をお開きいただきたいと思います。総合評

価は3.0ということでございます。

評価委員会としては、先ほどの省エネとか、アレルギー対応についてもきめ細かな対応を高く評価しているところがございますけれども、改善が必要な点としては、先ほど申し上げたような講習に対する職員全員の研修を求めていく、あるいは、バスツアーの集客内容について引き続き努力していく必要があるだろうという指摘をさせていただいております。

最後に、区として検討していくべき点でございますけれども、18年が経過している施設でございますので、今後とも施設修繕に関する経費をどうしていくかという部分が課題になっていると認識しております。

また、経費の節減・精査等は必要だと思っておりますけれども、事業費のコスト削減等によってサービスの低下を招かぬような配慮をしてほしいと考えているところがございます。

私からは以上でございます。

○白井委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、報告3、（仮称）下落合図書館地域懇談会の結果を御報告させていただきます。

事前にお配りいたしました資料のうち、一部訂正がございます。大変申し訳ございません。

2枚目に添付しておりますA3横の地域懇談会当日に配布した資料中、A3の裏面の黒の丸で左上に「各コーナーと面積」とございます。これが（仮称）下落合図書館の予定面積でございますが、合計欄が1,058となっておりますが、正しくは1,068でございます。

もう一つ、その下の黒い四角の一番上の旧中央図書館の延べ床面積が5,031となっておりますが、これは移転後の図書館の面積を誤って記載したものでございまして、旧中央図書館は5,197です。それから、その内訳も誤っております、旧中央は3,951ではなくて4,674、それから、子ども図書館は移転先の面積でございますが、1,080ではなく523平米でございます。

おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、表紙のほうにお戻りいただきたいと存じます。

地域懇談会の開催日時でございますが、8月8日、金曜日、午後6時半から8時40分ということで、地元の落合第一地域センターの3階で行いました。

御参加いただいた方々は、区民の方々13名でございます。

内容といたしましては、ここに記していますように、館長あいさつ、職員紹介。なお、職員は図書館だけではなくて、施設課、設計業者、それから、複合施設になりますので、みどり土木部の管理課の職員も同席しております。

2点目に、（仮称）下落合図書館の地域の特徴について説明をさせていただきました。これが今訂正していただきましたA3横の資料でございます。

このA3横の資料を簡単に説明させていただきますと、左側が本日の次第ということで、右側に（仮称）下落合図書館の基本設計の図面を掲載しております。

裏に回りまして、諸元として（仮称）下落合図書館の各コーナーの面積、それから、右にまいりまして、もともとここには旧中央図書館がございましたので、その当時の中央図書館の図書と資料の利用状況とか利用登録の状況、そういった実績を記載しております。

次に右側の欄ですが、地域の特徴ということで、居住人口の構成、産業分類別の事業所数、産業分類別従事者数、それから、交通の面で、駅の乗降人数、一番下に近隣の主な文化・教育施設と、学校を掲載しております。

こういったところから、地域の特徴、それから、旧中央図書館の利用状況を説明させていただいた上で、また表の1枚目に戻りまして、図書館の資料について、それから、各コーナー、スペースの活用方法について、そして、図書館サービスについてというふうに、3つに区分して御意見・御要望、また、意見交換を行いました。

まず1点目の図書館資料についてですが、御意見・御要望といたしましては、旧図書館の資料を新しい図書館に置くのかということですが、資料はすべて新しく購入するというふうにご回答させていただいております。

資料点数でございますが、面積から考えますと、7万点が限度ということで、これ以内の点数になるという御説明をしました。

特に事典類、辞書類、参考調査に使う資料についての充実を求める声ございましたが、旧中央図書館レベルのものをそろえたいと考えております。

それから、雑誌の種類につきましても、同規模の図書館、戸山図書館では122種、角筈では253種ぐらいということなので、このくらいの規模の雑誌を閲覧に供する予定ということでお答えさせていただいております。

それから、各コーナー、スペースの活用方法ですが、雑誌コーナーが大変狭いのではないかと、ゆっくり読めるような工夫をしてほしいということにつきましては、ここではコーナーとなっていますけれども、壁で仕切られるわけではないので、配置等で工夫していきたいと考えております。

それから、昨年8月6日に地域懇談会をやったわけですが、カフェの要望がございました。それも検討を重ねてまいりましたが、やはりスペース、水回り等々の問題もありますし、限

られた1,000平米という図書館でございますので、資料の充実を優先順位とさせていただきます。

それから、介護支援、地場産業コーナーというのは、地域の特性に合った課題解決に役立つような関連図書ということですか。

それから、図書館の面積、計画面積1,000平米というのはどのように決めたのかということですが、23・24年度にこの跡地の活用について、町内組織の検討会で検討する中で決めたということでございます。

それから、休憩室、現中央図書館の談話室というようなスペースは、ゾーニングの中で検討していきたいと考えております。

裏にまいりまして、パソコン席、それから、Wi-Fiでございます。台数についてはこれからの検討になりますが、特にWi-Fiについては、23区その他各公立図書館でも導入が進んでいる中で必要とは考えていますが、セキュリティの面などで問題があるというところが課題というふうに答えさせていただきました。

それから、御参加いただいた方の中に障害者の方もいらっしゃいまして、特にそれらの方々からはバリアフリーへの配慮、それから、お子さま連れの御利用者もお見えになっておりまして、授乳室の位置、児童コーナーの運用方法について、それぞれ意見が出されておりましたが、基本的には全部対応していくということでございます。

それから、屋上緑化があるので開放してベンチを置いて利用できるよということですが、安全面等の問題もあるので、これにつきましては一般開放はできないというふうにお答えしております。

次にサービス内容についてです。現在、子ども向けのバックを配っておりますが、これにつきましても、継続するという事です。

それから、昨今の子どもたちはわからないことがあるとすぐインターネットということなので、本でしっかりと調べるような工夫をしてほしいというような御意見。

それから、指定管理者の選定方法でございますが、公募、選定委員会を設ける予定でございます。

それから、懇談や交流ができるということを御希望する方々も多くいらっしゃいまして、特に人と人、人と資料がつながるように、ここには多目的室も設けますので、そういうところを活用して工夫していきたいと思っております。

この懇談会の内容の教育委員会、区議会等への報告と公表を求めるという御意見もござい

まして、その旨対応していくというふうに答えさせていただいております。

以上、雑駁ではございますが、地域懇談会の報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○白井委員長 よろしいですか。

それでは、特に御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○白井委員長 よろしいでしょうか。

今野委員。

○今野委員 こういう施設は、子どもたちの日常生活と離れていろいろなことを学ぶ、いい機会になる、それを保障する施設なので、とても大事だと思っているのですけれども、行革の絡みから、この評価の最初にもありますが、利用率とか稼働率がどうしても問われなければいけないようなことだろうと思います。目標に対する達成率はそれぞれ、学校を対象とする等の部分も含めて高い率になっているのでよかったですけれども、達成率が高くなると、次に、その目標値をもっと高くというようなことになって、だんだん大変になるのかなと思うのです。目標値はリーズナブルに設定されているのだろうと思いますが、いずれにしてもなるべく高めにという要請が出てくると思いますので、これは施設だけではなくて教育委員会の対応ということにもなるのでしょうけれども、その面での配慮も必要になってくるのだろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 今、委員御指摘の目標値については、5年間というスパンがありますので、その中で業者に出してもらおうという形になりますので、目標値をそれぞれ高く設定していくことはございません。ただ、1%ずつぐらいは年々増える形でやっております。

教育委員会としても、学校教育の施設でありますので、集客率という部分もすべて担っているわけではありません。むしろ安全・安心というか、子どもたちに安全に使っていただく、あるいは、そういった部分も考慮しながら施設の運営をしておりますので、今後もそういった形をとらえながらやってまいりたいと考えております。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問なければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告5、その他ですが、事務局から何か報告ありますか。

教育調整課長。

○教育調整課長 特にございません。

○白井委員長 それでは、以上で報告事項を終了いたします

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時20分閉会